

## 基本目標 4 みんなの生きる権利を守り、心と体の健康づくりを進めるために

### 基本施策（1）人権・福祉意識の醸成

地域では、さまざまな支援を必要とする人がともに生活しており、お互いが尊厳を持つためには、市民一人ひとりが、人権や福祉への理解・認識を深めることが必要です。

八尾市では、とりわけ、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人などさまざまな人権課題を踏まえた、すべての人の人権が大切にされる社会づくりを推進します。

また、平成 28 年 4 月に施行される「障害者差別解消法」を踏まえ、差別解消に向けた取り組みの基盤となる意識醸成および法律の周知徹底を進めることが重要となることから、市、社会福祉協議会、障がい者団体等が協力し、役割分担のもと、研修会などを通じて広く市民への啓発を図ります。

取り組み項目	取り組みの内容	市民	担い手	社協	市
①人権・福祉に関する啓発・情報提供	市民が人権に関心を持ち、人権や福祉に関する理解・認識を深められるよう、啓発や情報提供を進めます。	○	○	◎	◎
②あらゆる世代に応じた人権・福祉教育の推進	あらゆる世代の市民が人権・福祉への理解・認識を深めるための取り組みを進めます。	○	○	◎	◎
	人権に関わりの深い公務員などへの人権・福祉教育とともに、企業に対する啓発活動を進めます。	○	○	◎	◎
③人権侵害の早期発見、早期対応	子どもや高齢者、障がい者に対する虐待や女性差別、部落差別、いじめなどの人権侵害の早期発見、早期対応をめざし、相談対応の充実や、地域と専門機関などとの連携体制の強化を図ります。	○	◎	◎	◎
④障害者差別解消法を踏まえた取り組みの推進 【重点課題 6 解決策】	障害者差別解消法に規定される「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」についての考え方を踏まえ、対応要領等の策定や、本市はもとより、本市の関係機関、地域住民への啓発に取り組みます。	○	◎	◎	◎

#### 【市民ができること】

- 地域社会の中で困っている人がいる時には、お互いに助け合うことができるよう、福祉意識を高めましょう。(①)
- お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。(①)

- 人権や福祉に関する研修会・学習会に積極的に参加しましょう。(②)
- 人権侵害の発見などに際しての連絡先や相談先を知るように努め、地域で支援が必要な人に気づいたり、異変を発見した場合は、専門機関などに相談、連絡・通報しましょう。(①③)
- 障害者差別解消法で規定する「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供について認識を深め、障がい者への差別をなくしましょう。(④)

### 【担い手ができること】

- 関係団体や地域団体は、市民の人権や福祉、人権侵害に関する意識を高めるため、啓発の機会の提供に参画、協力します。(①②)
- 地域団体、民生委員児童委員は、さまざまな人権侵害などに対する相談機能の充実を図るとともに、適切な専門機関に連絡・通報します。(③)
- 障害者差別解消法で規定する「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供について認識を深め、障がい者への差別をなくしましょう。(④)

### 【社会福祉協議会が行うこと】

- 小中学校での児童・生徒や教員を対象とした出前講座を積極的に開催します。(①②)
- 人権意識を高め、福祉を身近に感じ、関心を持てるよう、地域での人権・福祉教育を着実に進めます。(①②)
- 地区福祉委員会や民生委員児童委員の相談機能の強化を図ります。(③)
- 個別相談業務やさまざまな事業を通じて、地域における人権侵害などの把握に努めるとともに、その対応について検討を進めます。(③)
- 障害者差別解消法を受けて、社会福祉協議会職員がより一層適切に行動できるように努めます。また、障がいに関する理解や受け入れを促進するため、研修会などを開催し、啓発を図ります。(④)

#### 主な取り組み (指標 P 75)

- ◆小中学校での福祉出前講座の開催
- ◆福祉教育に関するマニュアルの作成
- ◆地域での人権研修の普及（地区福祉委員会との連携による地区人権研修の実施）
- ◆民生委員児童委員の相談援助技術支援（民生委員児童委員協議会事務局）【再掲】
- ◆CSW による個人支援の実施（虐待事案などへの対応）
- ◆基幹型地域包括支援センター（ランチ）事業（相談援助活動を通じた虐待事案などへの対応）

### 【市が行うこと】

- 市政だよりなど多様な媒体や人権週間、障害者週間など多様な機会を活用した人権や福祉、人権侵害に関する啓発を推進します。(①)

- 市民の身近なところでの人権教育・啓発の推進のため、コミュニティセンターや地区集会所などでの人権研修の実施、効果的な人権啓発の推進に向けた人権啓発セミナーの内容検討を行います。(①②)
- 虐待など人権侵害事象を発見したときの市の窓口や専門機関、民生委員児童委員などへ連絡や相談することについて啓発を行うとともに、地域団体との連携による通報や相談など、迅速な対応を図ります。(①③)
- 保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小中学校における人権・福祉教育を推進するとともに、家庭や地域団体などとの連携を図り、一体となって人権・福祉教育を進めます。(②)
- 公務員、教員などをはじめ人権に関わりの深い職業に従事する人に対する人権意識の向上を図ります。(②)
- いじめを見逃さないシステムづくりを進めます。(③)
- 子どもや高齢者、障がい者に対する虐待など、人権侵害の被害者の緊急保護や適切なサービス利用などの支援を行えるよう、専門機関との連携強化に努めます。(③)
- 障害者差別解消法を受けて、市職員が適切に行動できるように、対応要領を策定し、障がい者の人権に対する理解の醸成に努めます。また、地域において、障がいに関する理解や受け入れを促進するため、障がい者フォーラム等を実施して、市民等への啓発を図ります。(④)

#### 主な取り組み

- ◆人権教育研修事業
- ◆いじめ問題対策事業
- ◆八尾市人権尊重の社会づくり推進事業
- ◆人権啓発の推進
- ◆安中人権コミュニティセンター講座事業【再掲】
- ◆桂人権コミュニティセンター講座事業【再掲】
- ◆認知症啓発事業
- ◆緊急時障がい者保護事業【再掲】
- ◆障がい者相談支援事業【再掲】
- ◆障がい者社会参加推進事業
- ◆乳幼児育成指導事業
- ◆女性相談事業【再掲】
- ◆生涯学習推進事業【再掲】
- ◆国際理解教育(分室)事業
- ◆多文化共生推進事業【再掲】
- ◆小地域ネットワーク活動推進事業【再掲】
- ◆「人権を大切にできる心を育てる」保育推進事業
- ◆職員の人材育成
- ◆老人保護措置関係事務
- ◆在宅サービスやむを得ない事由による措置
- ◆児童虐待対策事業【再掲】



## コラム 15 「障害者差別解消法」ができました！

障害者差別解消法は、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざしており、平成 28 年 4 月から始まります。

この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります。

取扱い 不当な差別的	<p>例えば、「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障がいのない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。</p> <p>ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。</p>
しないこと 合理的配慮を	<p>聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障がいのある人にわかりやすく説明しないことは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある人には情報を伝えないこととなります。</p> <p>障がいのある人が困っている時にその人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。</p> <p>障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。</p>

### 役所と会社・お店などではちょっと違います！

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。

役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社・お店などは、障がいのある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	<b>してはいけない (禁止)</b>	<b>してはいけない (禁止)</b>
合理的配慮	<b>しなければ ならない (法的義務)</b>	<b>するように努力 (努力義務)</b>

### 障害者差別解消法では、主に次のことを定めています！

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取り組みについて政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

出典：障害者差別解消法リーフレット（わかりやすい版）（内閣府）

## 基本施策（２）地域での健康づくりの推進

市民一人ひとりが、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことは、基本的人権の尊重にとって不可欠なことです。

しかし、多くの市民は依然として自身や家族の健康についての不安・悩みを抱えており、一人ひとりの取り組みとともに、市民が自主的に健康づくりに取り組める環境づくりを継続的に進めることが重要となります。

取り組み項目	取り組みの内容	市民	担い手	社協	市
①健康づくりに関する意識の醸成	市民一人ひとりが健康に関する課題を理解し、その重要性を認識するための取り組みを進めます。	○	◎	○	◎
②健康づくりの主体的な取り組みの展開	市民一人ひとりが主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう、地域全体でさまざまな環境づくりを進めます。	○	◎	◎	◎
③健康づくりを担う人材の育成	地域などにおいて健康づくりを担える人材の育成を進めます。	○	○	◎	◎

### 【市民ができること】

- ライフステージごとの健康に関する課題について理解を深めましょう。(①)
- 幼少期から正しい生活習慣を身につけ、健康づくりに取り組みましょう。(②)
- 地域ぐるみの健康づくり活動に取り組みましょう。(③)

### 【担い手ができること】

- 関係団体や地域団体などは、地域における健康に関する課題を共有し、市民の健康づくりに関する意識醸成を図るとともに、地域における自主的な健康づくりや介護予防活動、その担い手の育成などを進めます。(①～③)

### 【社会福祉協議会が行うこと】

- 小地域ネットワーク活動などを通じた健康づくり・介護予防活動を支援するとともに、ボランティアセンター事業を通じて、関連するボランティア活動の活性化を図ります。(①～③)

### 主な取り組み（指標 P 76）

- ◆CoW による地域での健康づくりサロン支援
- ◆ボランティア講座の充実（新たな担い手の発掘から、ニーズの高い福祉ボランティアの育成など）【再掲】
- ◆ボランティア講座修了後のボランティアの活動の場づくりや交流などのフォローアップ【再掲】
- ◆市民活動支援ネットワークセンターなどとの連携強化【再掲】

### 【市が行うこと】

- 市民が各ライフステージにおける健康に関する課題について理解し、自分自身に合った健康づくりへの主体的な取り組みが行えるよう、適切かつ的確な情報の提供を図ります。  
（①）
- 各地域の実情に合わせて、健康教室・健康相談等の取り組みの充実を図るなど地域住民の健康づくり活動を推進し、「みんなの健康をみんなで守る」地域社会にむけて取り組みます。（①②）
- 学校や保健センターをはじめ、家庭や地域との連携を図り、子どもが心と体の健康についての正しい知識と習慣を身につけることができるよう、環境整備を進めます。（①②）
- 地区福祉委員会など地域団体による健康づくりや介護予防などを促進します（①②）
- 市民のだれもが、健康増進や体力づくりなどに向けてスポーツに親しむことができるよう、ライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図ります。（②）
- 地域ぐるみの健康づくり活動を進めるため、地域の健康づくりリーダーの育成とともに、自主グループづくりを進めます。（③）

### 主な取り組み

- ◆健康づくり推進事業
- ◆地域健康づくり支援事業【再掲】
- ◆保健事業（特定健康診査事業・特定保健指導事業）
- ◆健康増進事業（がん検診）
- ◆障がい者（児）歯科予防教室事業
- ◆乳幼児育成指導事業【再掲】
- ◆介護予防事業
- ◆地域介護予防活動支援事業
- ◆地域包括支援センター運営事業【再掲】
- ◆街かどデイハウス支援事業【再掲】
- ◆地区市民スポーツ祭【再掲】
- ◆各種スポーツ教室事業
- ◆食生活改善推進員養成事業